

平成27年10月から

水道料金・下水道使用料を値上げ

平成27年4月から水道料金・下水道使用料の消費税を外税とし、10月から基本料、超過料金とも約10%の値上げとなります。



- ◆長期複数年契約による維持管理費の低減
- ◆終末処理場の機械更新工事における機械の簡素化
- ◆汚泥発生を少なくする運転管理による維持管理費の低減
- ◆収納率向上のため督促状の送付や悪質滞納者への給水停止

■収納率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
水道事業	98.95%	98.74%	98.70%	98.77%	98.93%
簡易水道事業	99.90%	99.80%	99.92%	99.90%	100%
公共下水道事業	99.60%	99.20%	99.31%	99.00%	99.73%

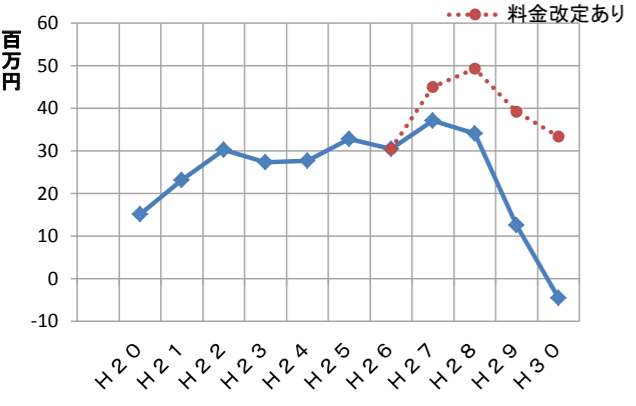
用語解説

※「水道事業」と「簡易水道事業」の違い
水道法という法律では、水道事業とは給水人口100人以上の事業をいいます。また給水人口が5,000人以下にあっては簡易水道事業といい、5,000人を超えると上水道事業といいます。いずれの場合も水質の基準は同じに定められていますので、飲用としての違いはありませんが、地方公営企業法という法律により、水道事業会計と簡易水道事業特別会計に会計を分けて運営しているため、行政上は区分しています。

今後の見通し

経費削減などの取り組みをしていますが、給水人口の減少に伴う料金収入の減少（下表参照）、消費税増税分の料金への未転嫁、老朽施設の更新を踏まえ、水道会計の利益剰余金（内部留保）した利益の累計額を推計すると平成30年には底をつくこととなります。左表参照。これによって施設の更新ができなくなるなどの弊害がでることとなります。
安定した水の供給、下水処理を維持するためにもさらなる維持管理費用の節減と収入確保を進めなければなりません。

■水道の利益剰余金の推計



■給水人口・有収水量・料金収入の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26見込み
水道事業	給水人口(人)	5,587	5,532	5,484	5,462	5,379	5,243
	有収水量(m3)	611,686	634,616	626,985	626,366	619,641	613,000
	料金収入(千円:税抜き)	83,297	88,365	88,711	88,393	87,429	84,659
簡易水道事業	給水人口(人)	614	590	585	561	557	555
	有収水量(m3)	386,784	356,893	331,816	386,734	378,010	374,000
	料金収入(千円:税抜き)	40,406	40,063	38,227	43,730	43,243	41,715
公共下水道事業	水洗化人口(人)	5,182	5,120	5,129	5,103	5,140	5,089
	有収処理水量(m3)	452,197	453,889	450,716	456,220	447,280	442,807
	料金収入(千円:税抜き)	55,231	59,563	61,128	61,888	61,438	59,754

今後、水道料金・下水道使用料の消費税は内税としておりますが、平成27年4月1日から外税とし、10月1日から基本料、超過料金は約10%の値上げとなります。
値上げの主な要因は消費税増税と給水人口の減少です。
水道、簡易水道、下水道の各事業は水の供給や、汚水処理などのサービスを提供し、原則としてその使用料収入で運営することから「公営企業」と呼ばれています。この公営企業は独立採算が原則となっておりません。
人口減少とともに給水人口が減少し、それに伴って料金収入も減少してまいります。
また、浄水場等の施設の老朽化が進んでいくとともに、耐震強度の不足を補う耐震化と合わせた施設の再整備も必要となってまいります。
また、消費税が昨年（平成26年）の4月から3%引き上げされた分については、料金に転嫁していませんでした。
経費削減や収納率の向上を実施
このつらした状況を踏まえ、各事業の安定的な運営をしていくために次の取り組みを実施してまいります。
◆遠方監視装置の整備による宿日直廃止（人件費の削減）

水道料金・下水道使用料の料金計算方法は？
水道料金は基本料金と超過料金の合計で算定されます。基本料金は使用水量に関わらず毎月かかる料金で、水道の口径によって金額が変わります。超過料金は使用水量が月あたり8mを超えると超えた水量に応じてかかる料金です。下水道料金も同様の計算方法となりますが口径による基本料の違いはありません。
水道料金・下水道使用料の料金計算方法は？
口径13mmで1ヶ月10m使用した場合の水道料金は、現在1444円です。今年（平成27年）10月以降は1586円、現在の10勝管内の平均は2181円（平成26年5月15日現在）です。平均額より低くなっています。同じく20m使用した場合3137円ですが、管内平均は4221円となつています。
下水道料金も料金改定後は10m当たり1443円で管内平均は1605円。同じく20m使用した場合は2891円で管内平均は3161円と水道料金と同様に平均額より低くなっています。

水道料金は他の町と比べて高い？

○水道、簡易水道料金比較表

口径又は区分 (mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (1カ月につき)				超過等料金 (1m ³ につき)						
		現行(H27.9.30まで)		改正後 (税抜)	比較 (税抜)	引上率 (税抜) %	現行(H27.9.30まで)		改正後 (税抜)	比較 (税抜)	引上率 (税抜) %	
		(税込)	(税抜)				(税込)	(税抜)				
普通用	13	8	1,180	1,092	1,201	109	10.0	132	122	134	12	9.8
	20	8	1,580	1,462	1,608	146	10.0					
	25	8	1,840	1,703	1,873	170	10.0					
	40	-	2,640	2,444	2,688	244	10.0					
	50	-	5,720	5,296	5,825	529	10.0					
75	-	10,840	10,037	11,040	1,003	10.0						
浴場用	150	7,260	6,722	7,394	672	10.0	66	61	67	6	9.8	
大口用	1,500	142,560	132,000	145,200	13,200	10.0	79	73	80	7	9.6	
営農用	20	2,100	1,944	2,138	194	10.0	105	97	106	9	9.3	
臨時用							260	240	264	24	10.0	

※浴場用・大口用は水道のみ

○下水道使用料比較表

区分	汚水量 (m ³)	基本料金 (1カ月につき)				超過料金 (1m ³ につき)					
		現行(H27.9.30まで)		改正後 (税抜)	比較 (税抜)	引上率 (税抜) %	現行(H27.9.30まで)		改正後 (税抜)	比較 (税抜)	引上率 (税抜) %
		(税込)	(税抜)				(税込)	(税抜)			
一般用	8	1,050	972	1,069	97	10.0	132	122	134	12	9.8
公衆浴場用	150	4,840	4,481	4,929	448	10.0	44	40	44	4	10.0